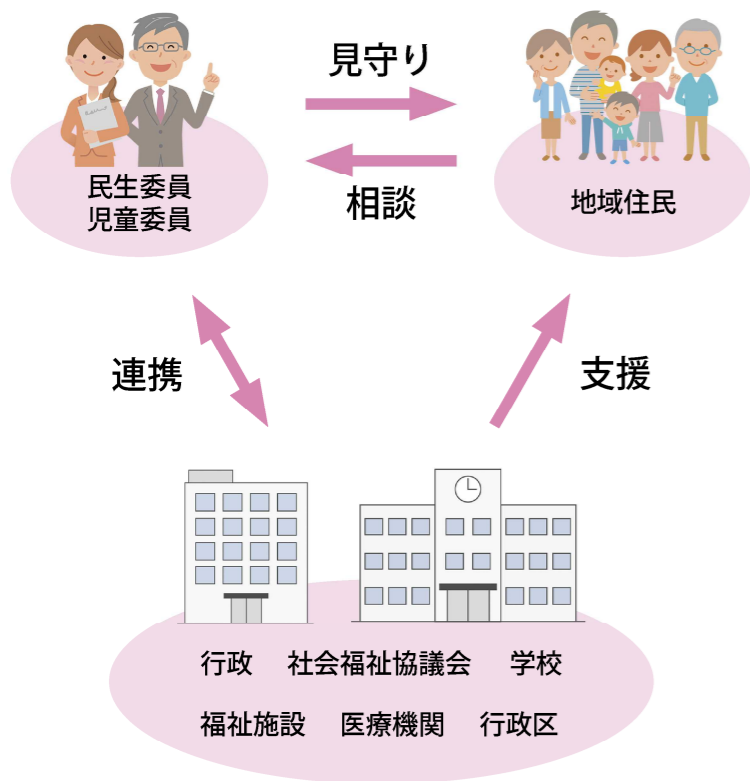


関係機関と連携しながら
地域を見守っています



民生委員・児童委員に相談したいかたへ

誰に相談したらよいか分からないひとり暮らし・介護・子育て・学校生活など、どのような悩み事でも大丈夫です。ひとりで抱え込まずご相談ください。

問合せ 社会福祉係 ☎82-6133

民生委員・児童委員は個人の秘密を守ることが義務付けられています。相談内容などは絶対に口外することはないので、安心してご相談ください。

こんなお悩みがあったら
ご相談ください

生活のこと

- ひとり暮らしで心細い
- 生活が苦しくて困っている

子育てのこと

- 子育ての悩みを聞いてほしい
- 妊娠中の不安
- ひとり親家庭への支援を知りたい

福祉のこと

- 介護サービスを受けたい
- 家族の介護に悩んでいる
- 健康に不安がある

Q & A

Q 相談内容が漏れないか心配・・・

A **守秘義務があります。**
この守秘義務は委員退任後も引き続き課せられます。相談内容が他人に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

Q 誰に相談できるの？

A **地域ごとに担当の委員がいます。**
担当の委員が分からない場合は、社会福祉係にお問い合わせください。

Interview



板倉町民生委員児童委員協議会
会長 山崎和子さん

10年前、区長さんから「民生委員・児童委員をやってももらえないか」と話があり、引き受けました。4期目になりますが、やって良かったと思っています。

普段は紙おむつ給付券やタクシー利用券申請の取りまとめを行っています。また、病気や食事、買い物などの困りごとの相談を受けることも多いです。相談を受ける際には、笑顔でゆっくり、はっきり話すようにしています。時間を掛け、信頼関係を築くことが大切だと思っています。

委員を続けていくなかで、他の委員さんや役場のかたとつながることができました。また、自分自身が困った時も「助けて」と言えば、誰かが助けてくれると思うようになりました。

今後は、子どもたちとの関わりが少ないので、増やしていきたいと思っています。そのためにも、不登校やヤングケアラー、児童などについても学びたいです。また、災害時に備えて、協議会として何ができるか考えていきたいです。

民生委員・児童委員は個人の秘密を守ることが義務付けられています。相談内容などは絶対に口外することはないので、安心してご相談ください。

あなたの身近な相談役

民生委員・児童委員ってどんな人？



民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。報酬はなく、ボランティアとして活動しています。地域住民の立場から、困っている人や支援を必要とする人の相談に乗り、行政や関係機関と連携して生活をサポートしています。任期は3年、町内では36人が活動しています。そのうち2人は子どもや子育て世帯への支援を中心に活動する主任児童委員です。学校や児童福祉関係機関と連携・調整を行っています。

始まりは大正時代

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した済世顧問制度が始まりです。大正7年には大阪府で方面委員制度が発足し、昭和3年に全国に普及しました。戦後（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。

この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、特に戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組みむなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員の主なお仕事

- 福祉施策（ひとり暮らし高齢者調査、紙おむつ給付券・タクシー利用券申請の取りまとめ、救急医療情報キット事業など）への協力
- 福祉施設（児童館、地域活動支援センター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所えがお）での利用者の活動補助
- 地域住民への声掛け・安否確認
- 地域住民からの相談を関係機関へ連絡
- 地域住民の見守りや相談・支援



「最近あの人、見ないな」そんなふとした気づきが、支援のきっかけになることがあります。地域の小さな変化に目を向け、支援を必要とする人と行政や関係機関の架け橋となっているのが民生委員・児童委員です。地域の課題解決に欠かせない民生委員・児童委員の活動などをご紹介します。